

産業廃棄物処理計画書

令和 3 年 6 月 29 日

奈良県知事 殿

提出者

住 所 大阪府摂津市鳥飼上4丁目5番38号

氏 名 株式会社アイデックス
代表取締役 井出 保

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 072-650-1988

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項及び奈良県産業廃棄物処理計画作成指導要綱第5の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社アイデックス 統括事務所
事業場の所在地	大阪府摂津市鳥飼上4丁目5番38号
計画期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	種別工事業
② 事業の規模	元請完成工事高 955,700,000円
③ 従業員数	40名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	がれき類・ガラスくず → 破碎 → セメント材料、路盤材として再生利用 木くず → 焼却 → 焼却灰を安定型埋立処分 → 破碎 → 原料・年料チップとして再生利用 廃プラスチック類・混合廃棄物・繊維くず → 破碎・選別 → 再生販売・セメント材料 石綿含有産業廃棄物 → 埋立 汚泥 → 脱水・固化 → 造粒固化 → 資材化・再生利用 廃酸 → 中和 → 造粒固化 → 資材化 → 中和 → 焼却 → セメント原料化 廃蛍光灯類 → 破碎・切断 → 再資源化

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙「管理体制図」のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 2 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	排出量	t
	(これまでに実施した取組) 産業廃棄物の分別管理を行い、混合廃棄物の発生量抑制を実施	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	排出量	t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き産業廃棄物の分別管理を行い、混合廃棄物の発生量抑制を実施	

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類・廃プラスチック類・木くず・ガラスくずの分別、保管の実施 石綿含有産業廃棄物は、他の廃棄物に混入しないように確実に分別、保管の実施
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記の廃棄物に加え、解体工事から排出される廃棄物をできるだけ種別ごとに分別

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 2年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t
	（これまでに実施した取組） 実施なし	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t
	（今後実施する予定の取組） 実施予定なし	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 2年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t
（これまでに実施した取組） 廃棄物の分別管理を行い、RPF材料となる廃棄物については、極力自社で中間処理を行う。		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t
（今後実施する予定の取組） 廃棄物の分別管理を行い、RPF材料となる廃棄物については、極力自社で中間処理を行う。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 2年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	別紙のとおり
	(これまでに実施した取組)	
実施なし		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	別紙のとおり
	(今後実施する予定の取組)	
実施予定なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 2年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	
	優良認定処理業者への処理委託量	
	再生利用業者への処理委託量	
	認定熱回収業者への処理委託量	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
(これまでに実施した取組)		
・産業廃棄物を委託できる業者を選定し、委託基準に従って、書面による契約を実施している。 ・再生利用・熱回収が可能である廃棄物については、再生利用業者、熱回収業者へ処理委託する。		

②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	全処理委託量	
	優良認定処理業者への処理委託量	
	再生利用業者への処理委託量	
	認定熱回収業者への処理委託量	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
(今後実施する予定の取組)		
・再生利用・熱回収が可能である廃棄物については、再生利用業者、熱回収業者へ処理委託する。		
※事務処理欄		

